

倉敷市青年等就農計画認定基準

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第14条の4に定める「青年等就農計画の認定」により、倉敷市が行う青年等就農計画(以下「就農計画」という。)の認定の基準を次のとおり定める。

1 就農計画が、くらしきの魅力ある農業経営(「以下「基本構想」という。)」に照らして適切なものであること。

(1) 総労働時間	1,200時間以上(就農計画の各年ごとに)
(2) 年間農業所得	200万円以上(農業経営開始後5年目)

2 就農計画が次に掲げる観点から見て達成される見込みが確実であること。

(1) 過去の研修・教育経験・実務経験等を踏まえた農業技術の習得
ア 農業に関する技術や知識などを有していることを客観的に確認するため、次のとおり実務研修を受けている又は実務経験等があること。
(ア) 農業経営の開始前の時点で、就農計画において売上の過半を占める品目について、農家、農業法人、農業教育機関等において、通算期間がおおむね1年以上であるとともに、通算で1,200時間以上の実務研修又は実務経験(以下「就農前研修」という。)があること。また、「日誌(日付・作業内容・作業時間の記載が必要。指導者等の確認印があるものが望ましい)」等で実務研修又は実務を証明できること。ただし、過去の実務経験又は職歴の内容から見て、十分な農業技術を習得していると認められる場合には、新たに研修を受けることを必要としない。
(イ) 就農前研修に係る研修受入農家及び農業法人等は、当該品目の生産を経営の中心とする認定農業者、基本構想水準到達者等であり、かつ、経営主等基幹的農業従事者(研修生の親族(三親等以内の者)を除く。)であること。ただし、就農形態が「②親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営を継承(全体もしくは一部)」である場合には、研修生の親であっても就農前研修に係る研修受入農家及び農業法人等となることができる。
(ウ) 就農計画において売上の過半を占める品目について、就農経験をおおむね1年程度1作以上有している場合は、就農前研修に代えることができる。ただし、確定申告書や伝票等で販売を証明することができるものに限る。
イ 就農前研修に係る研修受入農業教育機関等は、次の機関とする。
(ア) 岡山県立青少年農林文化センター三徳園
(イ) 岡山県農林水産総合センター 農業大学校
(ウ) その他市長が特に認める機関等
(2) 生産方式等掲げられた各事項間の整合性があること。
(3) 農業労働力の確保の実現性があること。
(4) 農業簿記等により、適正な経営管理を行うことが確実であると見込まれること。
(5) 就農計画を達成するために必要な農地の確保ができる見込みがあり、次に掲げる点を全て満たしていること。
ア 申請者が所有権もしくは利用権を有する農地であること。ただし、農地の所有権もしくは利用権を有する、とは次の(ア)～(オ)の方法によるものを指す。
(ア) 農地法(昭和27年法律第229号)(第3条)による使用貸借、賃貸借契約
(イ) 法による農用地利用集積等促進計画(旧法による農用地利用集積計画)に定められた権利設定
(ウ) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)による農用地利用集積等促進計画(旧農用地利用配分計画)に定められた権利設定
(エ) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)による権利設定
(オ) 法の基本要綱の別紙1の第2の3の(1)に基づく特定作業受託
法の基本要綱の別紙1の第2の3の(1)に基づく特定農作業受委託のみで構成された農地による就農計画でないこと。
イ また、就農計画初年度(農業経営2年目以降に青年等就農計画の申請を行う場合、申請年度)において、前項(ア)から(エ)による農地確保の見通しが確実であると市長が認める場合。

3 基本構想に定めのない営農類型もしくは、農業経営指導指標(岡山県発行)(以下「指標」という。)に掲載はあるが、作目・条件等が合致しない農業経営、または指標に記載のない作目の農業経営の場合、次に掲げる観点を全て満たしており、かつ就農計画が達成される見込みが確実であること。

(1) 申請者の意欲・能力等からみて、経営発展に向けた取組を継続できること。
(2) 指標に記載のある作目の適応地域・前提条件等を満たしていない場合、もしくは指標に記載のない作目の場合、申請者が特に対策を講じることとし、対策内容を明確に書面等で提示(就農計画の達成の実現性について適切に評価できる客観的な数値及びデータの根拠や考え方)でき、就農計画が達成できると判断できる場合。
(3) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記1の第8の7及び別記2の第7の2(11)に定めるサポート体制又はこれに準じた関係者(以下「サポート体制等」という。)によるサポート体制等を本市が構築できる場合。

附 則

この基準は令和6年4月1日より施行する。